

保護者のみなさんへ

令和5年度 就学援助事業について

比布町では、経済的理由等によってお困りのご家庭に対し、お子さまが学校の勉強に必要な費用を支援しています。

1 就学支援を受けられる費目

令和5年度支給限度額（予定）

		前期課程	後期課程
①	学用品費	11,630円	22,730円
②	通学用品費（2年生～6年生）（8年生～9年生）	2,270円	2,270円
③	校外活動費（宿泊なし）	1,600円	2,310円
④	体育実技用具費（3カ年に1回・申請者のみ）	26,500円	38,030円
⑤	新入学児童生徒学用品費等（1年生・7年生のみ）	54,060円	63,000円
⑥	卒業アルバム費	実費	実費
⑦	修学旅行費・校外活動費（宿泊あり）	全額※	全額※
⑧	クラブ活動費・生徒会費・PTA会費	全額※	全額※
⑨	学校給食費	全額※	全額※

※は実費相当額。①の一部、⑦～⑨は学校と町に直接支払います。

2 就学支援の該当となる方【必要書類】

ア. 生活保護受給者【受給者証明書】

イ. 生活保護の停止・廃止【生活保護決定証明書】

ウ. 町民税が非課税の方、又は減免を受けている方【非課税証明書等】

エ. 個人事業税の減免を受けている方【減免決定書】

オ. 固定資産税の減免を受けている方【減免決定書】（家屋の新築による減免は除く）

カ. 国民年金掛金の免除を受けている方【承認通知書の写】

キ. 国民健康保険税の減免、又は徴収猶予を受けている方【減免決定書等】

ク. 児童扶養手当を受給している方【証書の写】

ケ. 生活福祉資金による貸付を受けている方【貸付決定通知書の写】

コ. 日雇労働被保険者手帳等を有する日雇労働者【被保険者手帳の写】

サ. 上記以外の方で、世帯の収入が少ないなど経済的理由のある方【証明できる書類 例：源泉徴収票・確定申告書・退職金及び年金（非課税年金は除く）の受取額のわかる書類等、収入の証明となる書類の写し（令和4年分）など】

※同居の方全員の総収入額を参考にさせていただきます。（生計を一にする単身赴任も含む）

※申請書については教育委員会窓口にて用意していますので、印鑑、支援金の振込先口座がわかるもの、必要書類をご持参の上、申請してください。

※認定・否認の結果については、書類審査後に随時通知書でお知らせいたします。

※認定となる世帯収入は下記を参考にしてください。（大体の目安であり、家族構成、年齢、生活状況等により、認定とならない場合があります。）

4人世帯（父・母・子2人）の場合、概ね世帯収入が300万円以下の方
3人世帯（父・母・子1人）の場合、概ね世帯収入が250万円以下の方

3 注意事項

- ・ 上記のサに該当する方で、同居する家族に退職金、年金（遺族・障害者年金等非課税年金は除く）等収入がある場合も収入認定額として取り扱います。
- ・ 町が定める認定基準を超えている場合は、認定となりませんのでご了承願います。
- ・ ご家庭の収入状況の異動等による年度途中の申請については、随時対応いたしますのでご相談ください。
- ・ ご不明な点は、生涯学習課学校教育係（85-2262）までお問い合わせください。